

◎ 地下変電所の消防用設備等の取扱い☆

地下変電所の消防用設備等は次によること。

1 適用範囲

電力事業者が地域の電気供給のため建物の地階部分に設けた変電所とする。

ただし、他の用途の防火対象物と一体をなしているものにあつては、他の用途の部分と令8 区画がされていること。

2 消防用設備等の設置基準

- (1) 変圧器、配電盤室、GIS、ミニクラッド室及びケーブル処理室等の変電設備が設置される部分は、ガス系消火設備を設置すること。
- (2) ガス系消火設備が設置されない給排気ファン室、倉庫（資材置場等小規模なものに限る。）、搬入路等及び階段室等の部分に設置する消火設備は、令第32条を適用し、移動式粉末消火設備とすることができる。
- (3) 他の用途の防火対象物と一体をなしている場合で、地下変電所に自動火災報知設備の設置義務があるものにあつては、火災信号を他の用途の防災機器に移報すること。

<備考>

※ ミニクラッド（固体絶縁開閉装置）

エポキシ樹脂を主絶縁材料に用い、真空しゃ断器を組合わせて、キュービクルをさらに、コンパクト化した縮小形開閉装置

※ GIS（ガス絶縁開閉装置）

配電用変電所でいうと、受電設備であるしゃ断器、断路器、ケーブルヘッド等を六フッ化イオウという不活性ガスにより、対地及び相間の絶縁を行っているタンク形の閉鎖形開閉装置